

令和6年5月吉日

松山市長 野志克仁 様

改正健康増進法の遵守等の要望書

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末1丁目3番9号703号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私ども NPO 法人禁煙推進の会えひめ（現在、会員数約 200 名）では、世界禁煙デーに合わせて、プラカード、シュプレヒコールなどによる禁煙推進パレードを大街道から銀天街で行なってきました。2020 年からはコロナ禍のために休止しておりましたが、今年は 5 月 19 日に開催することができました。松山市からもご後援をいただき、感謝いたしております。

さて、禁煙パレードの前に毎回大街道を中心にゴミ拾い清掃をするのですが、今回も 30 分間で約 2,000 本のポイ捨てタバコやタバコの空き箱、使い捨てライターを回収いたしました。早朝の大街道や銀天街には吸い殻が多く捨てられています。一向に改善傾向がないどころか、コロナ禍以前よりも多くなった印象を受けます。回収したポイ捨てタバコを本要望書と一緒に持参させていただきます。違反喫煙をなくすための違反者への罰則（罰金）付加をお願いします。まずは、違反の自転車乗りを取り締まるのと同様に夜間や早朝を中心に、違反喫煙撲滅のために大街道や銀天街の巡回をお願いできれば幸いです。

2020 年 4 月に改正健康増進法が施行され、学校、病院、児童福祉施設や行政機関の第一種施設は、原則敷地内禁煙、その他の第二種施設は原則屋内禁煙となりましたが、残念ながら、表示義務違反等の違反が多く認められます。順守するように周知徹底していただければ幸いです。そして、この法律が遵守されず「望まない受動喫煙」を受けた場合、相談できる窓口の設置をお願いいたします。銀天街を歩いていると圓光寺の喫煙所から子供と一緒に受動喫煙を受けたという声が当会に寄せられています。市民が気軽に相談できる窓口があれば、日頃、受動喫煙に悩まされている市民が非常に助かると思います。なお、今回の法改正で、違反した場合は、管理者および違反者ともに罰則規定が設けられておりますので、違反した場合は粛々と指導や罰則の施行をお願いいたします。

以上をご理解賜り、歩きタバコ等禁止対象地区に於ける罰則（罰金）付加に向けて、前向きにご検討をいただきたくとともに、市内全域で歩きタバコをしないように周知していただきますように、よろしくお願い申し上げます。そして、何よりも改正健康増進法の遵守徹底をお願い申し上げます。

最後に、当会の要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。以下に要望を箇条書きにいたしますので、今年 6 月末日までに文書にて簡潔なご回答をお願い申し上げます。ご回答は、当会ホームページに松山市の取り組みとして掲載させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

敬白

【参考】

改正健康増進法（改正受動喫煙防止法）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

【要望事項】

- 1) 改正健康増進法を遵守し、松山市関連施設は例外なく「敷地内禁煙」をお願いします。
- 2) 未だに改正健康増進法を順守していない飲食店に対して、改正健康増進法（特に喫煙店の掲示義務）を周知徹底するために具体的な取り組みをお願いします。
特に以下の周知をお願いします。
 - ・小規模店は経過措置として、喫煙可とすることができるが、「喫煙可」の表示義務と未成年を雇うことができない。新規は禁煙店しか認められない。
 - ・違反し勧告に従わない場合、管理者 50 万円、違反者 30 万円の過料。
- 3) 望まない受動喫煙を受けた被害者のために相談窓口の設置をお願いします。
- 4) 望まない受動喫煙を受けている喫煙場所（圓光寺喫煙所など）があれば、撤去してもらえよう行政指導をお願いします。
- 5) 「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」に罰則規定を付することのご検討をお願いします。
- 6) 自転車違反巡回と同様に、違反歩きタバコ撲滅のために大街道や銀天街の巡回をお願いします。
- 7) 「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」では、禁止区域だけでなく市内全域で歩きタバコをしない努力義務があることを、市民へ周知をお願いします。